

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第43号）等に基づき、平成29年改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の特例に関する規則を次のように定める。

平成29年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1812号

平成29年改正条例の施行に伴う平成26年改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の特例に関する規則

平成29年4月1日から一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第43号）の施行の日の前日までの間において平成26年改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料に関する規則（規則第6-1754号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第8項又は第9項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。